

北九州市議会先例新旧対照表

【 2 4 5 】

新	旧
陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したものとする。 (1) 趣旨が明らかでないもの (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの (6) 市の公益に関する内容と認められないもの <u>(7) 陳情者の住所が市外のもの</u> <u>(8) その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの</u> なお、請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議員に周知する。	陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したものとする。 (1) 趣旨が明らかでないもの (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの (6) 市の公益に関する内容と認められないもの <u>(7) その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの</u> なお、請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、<u>議会運営委員又は会派を通じて</u>議員に周知する。